

福島県立医科大学医学臨床教授等に関する申合せ

(平成18年4月1日医学部教授会申合せ)
(一部改正 平成20年4月1日医学部教授会申合せ)
(一部改正 平成25年3月8日医学部教授会申合せ)
(一部改正 平成26年4月16日医学部教授会申合せ)
(一部改正 平成29年2月15日医学部教授会申合せ)
(一部改正 令和元年12月18日医学部教授会申合せ)

この申合せは、福島県立医科大学臨床教授等の称号付与に関する規程（以下「規程」という。）第9条に基づき、医学臨床教授等の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 第3条（選考の基準）関係

- (1) 大学が定める教育協力病院等とは、福島県立医科大学光が丘協議会に属する医療機関及び学長が必要と認める機関とする。
- (2) 本学光が丘協議会定時評議会又は医療人育成・支援センターが主催するFD講習会等に、称号を付与する年度を含む3年以内に2回以上参加した者は、医学、医療全般にわたる広い視野と高い見識を有するものとみなす。
ただし、上記期間内にやむを得ず参加できない者で、臨床教授等選考委員会においてなお同等の見識を有すると認められた場合は、この限りではない。
- (3) 薬学に関連する分野の実習及び研修にあつては、薬学に関連する分野での実務経験を臨床経験とみなすものとする。この場合、第1項第3号の医学博士号を博士号と、学会の専門医（認定医）を学会の認定と読み替えるものとする。
- (4) 地域保健における実践経験には、臨床経験の期間を含むものとする。

2 第4条（選考の方法）関係

- (1) 規程第4条により医学臨床教授等を推薦しようとする場合は、次の書類を医学部長あて提出するものとする。
 - ア 医学臨床教授等推薦書（様式1）
 - イ 医学臨床教授等候補者略歴書（教授選考の所定の様式）
 - ウ 業績目録（教授選考の所定の様式）
- (2) 医学臨床教授等選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - ア 医学部教務委員会委員長
 - イ 卒後臨床研修管理委員会委員長
 - ウ 医学部教務委員会及び卒後臨床研修管理委員会から選任された委員各1名
 - エ 医療人育成・支援センター医学教育部門長及び臨床医学教育研修部門長
- (3) (2) ウの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
また、欠員によって補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 委員会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。
- (5) 委員会の庶務は、医療人育成・支援センターにおいて処理する。

附 則

この申合せは、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2年1月1日から施行する。